

○久山町立幼稚園規則

平成10年10月1日

久山町教育委員会規則第1号

改正 平成12年11月24日教委規則第7号

平成14年3月28日教委規則第5号

平成18年3月2日教委規則第2号

平成28年12月27日教委規則第6号

(題名改称)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、久山町立幼稚園条例（平成28年久山町条例第28号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、久山町立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(改正（平28教委規則第6号）)

第2章 学級編制、教育年限

(改正（平28教委規則第6号）)

(学級編制)

第2条 幼稚園の学級は、園長が編制する。

2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において、同じ年齢にある幼児で編制し、1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。ただし、3歳児については、20人以下を原則とする。

3 園長は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、教育委員会の承認を得て、異なる年齢の幼児で編制することができる。

(改正（平28教委規則第6号）)

(教育年限)

第3条 幼稚園の教育年限は、3箇年とする。ただし、やむを得ない事情のあるときは、2年若しくは1年とすることができる。

(改正（平28教委規則第6号）)

第3章 入園及び退園等

(入園資格)

第4条 幼稚園に入園できる者は、久山町内居住者で4月1日現在において満3歳から小学

校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(改正(平28教委規則第6号))

(入園、退園及び休園)

第5条 幼児を入園させようとするときは、保護者は入園申込み書(様式第1号)を園長に提出しなければならない。

2 幼児を退園及び休園させようとするときは、保護者はその理由を記して退(休)園届(様式第2号)を園長に届け出なければならない。

3 前2項に規定する許可は、教育委員会がこれを行う。

(改正(平28教委規則第6号))

第4章 教育期及び休業日

(改正(平28教委規則第6号))

(教育期)

第6条 教育期は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 教育期を分けて、次の3期とする。

第1期 4月1日から8月31日まで

第2期 9月1日から12月31日まで

第3期 1月1日から3月31日まで

(改正(平28教委規則第6号))

(休業日)

第7条 幼稚園における休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 土曜日及び日曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日までの間において園長が定める期間

(4) 夏期休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬期休業日 12月25日から1月7日まで

(6) 年度末休業日 3月21日から同月31日まで

2 非常災害その他急迫の事情があるときは、園長は臨時に教育を行わないことができる。
この場合において園長は、次に掲げる事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(1) 教育を行わない期間

(2) 非常災害その他急迫の事情の概要

3 その他の休業日は、園長が幼稚園運営上又は教育上必要と認める日で教育週数39週を

下回らない日数で保育を行わないことができる。この場合において園長はあらかじめその理由、期日及び期間を具し、教育委員会に届けなければならない。

- 4 教育上必要があり、かつやむを得ない事由があるときは、園長はあらかじめ教育委員会へ届けて休業日に教育を行うことができる。

(改正(平28教委規則第6号))

第5章 教育活動及び教育時間

(改正(平28教委規則第6号))

(教育課程)

第8条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領の基準により園長がこれを編成する。

- 2 前項の規定により教育課程を編成するに当たっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条、第23条、第24条及び第25条に則って編成しなければならない。

- 3 園長は、毎年度4月末日までに、当該年度において実施する教育課程を教育委員会に届け出なければならない。

(改正(平28教委規則第6号))

(教育時間)

第9条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- 2 午前9時から午後2時まで

(改正(平28教委規則第6号))

第6章 教職員組織、園長及び職員

(教職員組織)

第10条 幼稚園に学校教育法第27条に規定する園長及び教諭を置く。

- 2 前項に規定する職員のほか、必要により助教諭又は講師を置くことができる。

(改正(平28教委規則第6号))

(園長)

第11条 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

- (1) 園内の管理に関すること。
- (2) 教育課程の編成
- (3) 職員の服務、出張、休暇及び事務分掌に関すること。
- (4) 予算の編成執行に関すること。
- (5) 災害及び傷害に関すること。
- (6) 保護者及び関係機関の連絡に関すること。

(7) その他必要事項

(改正(平28教委規則第6号))

(職員)

第12条 職員は、園長の命を受け、園務に携わる。

2 各園に教務主任を置く。教務主任の任命は、教育委員会が行う。

3 教務主任は、園長を補佐するとともに園務を整理し、必要に応じ幼児の教育をつかさどる。

4 教諭は、幼児の教育をつかさどる。

(改正(平28教委規則第6号))

第7章 修了証書

(修了証書)

第13条 園長は、幼稚園の課程を修了した者に対し、修了証書を授与する。

第8章 利用者負担額

(追加(平28教委規則第6号))

(利用者負担額)

第14条 利用者負担額については、条例第3条第1項第2号の範囲内で、別表に定める所得の状況及び支給認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)の属する世帯の状況による。

(追加(平28教委規則第6号))

(利用者負担額の減免)

第15条 条例第4条第4項の規定により、利用者負担額の減免を申請する者は、利用者負担額減免申請書(様式第3号)に、これに証明するに足りうる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(追加(平28教委規則第6号))

(委任)

第16条 この規則で定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、教育長の承認を得て園長が定める。

(追加(平28教委規則第6号))

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年11月24日教委規則第7号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日教委規則第5号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月2日教委規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日教委規則第6号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

（追加（平28教委規則第6号））

階層区分	定義	利用者負担額 (月額) 円
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の	3,000
第3階層	算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から翌年3月分までの	5,000
第4階層	利用者負担額の算定にあつては、当該年度分の市町村民税の額の区	6,000
第5階層	分が右欄の区分に該当する世帯	7,000

備考

- この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。又、支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除

した額の半額とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129条）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定保護者等の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等に特に困窮していると町長が認めた世帯
- 3 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、支給認定保護者の市町村民税の所得割額が77,101円以上である場合は、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。
- 4 支給認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府で定めるものであって、支給認定保護者と生計を一にする者（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる世帯に属する子どもに係る利用者負担額は、当該子どもが世帯の第2子であり、支給認定保護者の市町村民税の所得割額合算額が77,100円以下である場合は、この表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、第3子以降については無料とする。
- 5 特定被監護者等が2人以上いる備考2の規定に該当する世帯に属する子どもに係る利用者負担額は、当該子どもが世帯の第2子であり、支給認定保護者の市町村民税の所得割合算額が77,100円以下である場合は無料とする。
- 6 平成29年度の町立幼稚園の利用に係る利用者負担額（第3階層から第5階層に属する世帯に限る。）については、この表の規定にかかわらず、月額5,000円とする。この

場合においても、前各号の規定は適用があるものとする。

様式第1号(第5条関係)

入園申込書						年 月 日		
久山町立幼稚園長 様								
住所 申請者 氏名						印		
下記の者を、久山町立幼稚園に入園させたいので、許可くださるようお願いいたします。								
幼児	(ふりがな)					性別	男・女	保護者との続柄
	氏名	平成 年 月 日 生						
保護者	(ふりがな)	父		母		※町内一斉連絡用 有線放送 (有・無)		
	氏名							
現住所						行政区		
緊急連絡先		<input type="checkbox"/> 自宅電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 () ()						
入園前の状況		集団経験の有無 (有・無)	有の場合	転出の理由() 園名() 住所()				
幼児の 発育と 生活	出産	正常・異常()・早産(ヶ月)・体重(g)						
	食事	箸を使って食事が (できる・できない) スプーンを使って食事が (できる・できない)						
	排泄	小便： 近い・普通・遠い (ひとりできる・まだ不十分・できない) 大便： 午前・午後・不定期 (ひとりできる・まだ不十分・できない)						
	着衣	自分で服を脱いだり着たり (できる・できない) ボタン、スナップをひとりでかけることが (できる・できない)						
家庭の教育方針 (どんな子どもに 育てたいか)								
幼稚園への要望								

様式第2号(第5条関係)

年 月 日			
退(休)園届			
久山町立幼稚園長 様			
住 所久山町大字			
保護者氏名			印
下記のとおり、退(休)園しますので、届出いたします。			
園児名		学級	組
退(休)園の理由			
摘 要	1 退園日 年 月 日		
	2 休園期間		
	年 月 日 から		
	年 月 日 まで		

様式第3号(第15条関係)

利用者負担額減免申請書

年 月 日

久山町長 様

住 所

氏 名

印

下記のとおり、利用者負担額の減免を申請いたします。

記

・減免期間 年 月 日 から 年 月 日まで

・減免を受けたい具体的な理由

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(追加 (平28教委規則第 6 号))

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(追加 (平28教委規則第 6 号))

様式第 3 号 (第 15 条関係)

(追加 (平28教委規則第 6 号))